

各位

会社名 NISSHA 株式会社  
代表者名 代表取締役社長 兼 最高経営責任者 鈴木順也  
(コード番号 7915 東証プライム市場)  
問合せ先 上席執行役員 兼 最高財務責任者 神谷 均  
(TEL.075-811-8111)

## 「株式給付信託(従業員持株会処分型)」の再導入および 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「株式給付信託(従業員持株会処分型)」(以下、「本制度」といいます)の再導入を決議いたしました。

また、本制度の導入に伴い、当社が現在保有する自己株式の一部を、株式会社日本カストディ銀行に設定される信託E口(以下、「信託E口」といいます)に対し、第三者割当により一括して処分することを同時に決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### <本制度の導入について>

##### 1. 導入の目的

本制度は、NISSHA 社員持株会(以下、「持株会」といいます)に対して当社株式を安定的に供給することおよび信託財産の管理、処分により得た収益を社員へ分配することを通じて、社員の福利厚生の実現を図り、社員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社の企業価値の向上を図ることを目的としています。

本制度は2019年11月に導入され2023年1月に終了していますが、当社は上記目的を鑑み継続的に本制度を運用することが適当であると判断しました。

##### 2. 本制度の概要

本制度は、持株会に加入するすべての社員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。

本制度の導入にあたり、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社(以下、「受託者」といいます)を受託者とする「株式給付信託(従業員持株会処分型)契約」(以下、「本信託契約」といいます)を締結します(以下、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます)。また、受託者は株式会社日本カストディ銀行との間で、株式会社日本カストディ銀行を再信託受託者として有価



が当社から受領する配当金等をもって借入金の利息を返済します。

- ⑦ 信託期間を通じ、本信託は、信託管理人の議決権行使指図に従い、信託E口が有する当社株式につき、議決権を行使します。
- ⑧ 本信託は信託期間の終了や信託財産の払底等を理由に終了します。信託終了時には信託の残余株式を処分し、借入金を完済した後、なお剰余金が存在する場合、受益者適格要件を充足する持株会加入者に分配します。  
(信託終了時に、受託者が信託財産をもって借入金を返済できなくなった場合、当社が保証債務を履行することにより、借入金を返済します)

#### 4. 本信託の概要

- (1) 信託の目的 持株会に対する当社株式の安定的な供給および信託財産の管理、処分により得た収益の受益者への給付
- (2) 委託者 当社
- (3) 受託者 みずほ信託銀行株式会社  
みずほ信託銀行株式会社は株式会社日本カストディ銀行と包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。
- (4) 受益者 受益者適格要件を充足する持株会加入者
- (5) 信託設定日 2023年3月14日
- (6) 信託の期間 2023年3月14日から2026年3月10日(予定)まで

<本自己株式処分について>

#### 5. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2023年3月14日(火)
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 152,100 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき金 1,880 円
(4) 処 分 総 額	285,948,000 円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行(信託E口)
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

#### 6. 処分の目的および理由

本自己株式処分は、本信託導入に際し設定される当社株式の保有および処分を行う株式会社日本カストディ銀行(信託E口)に対し、第三者割当により自己株式を処分するものです。

処分数量については、今後3年間の信託期間中に持株会が本信託により購入する予定数量に相当するものであり、2022年12月31日現在の発行済株式総数 50,855,638 株に対し 0.30% (2022年12月31日現在の総議決権個数 497,658 個に対する割合 0.31% (いずれも小数第3位を四捨五入))となります。

#### 7. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値 1,880 円としました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお処分価額 1,880 円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近 1 カ月間の終値平均 1,882 円(円未満切捨)に対して 99.89%を乗じた額であり、同直近 3 カ月間の終値平均 1,834 円(円未満切捨)に対して 102.51%を乗じた額であり、さらに同直近 6 カ月間の終値平均 1,807 円(円未満切捨)に対して 104.04%を乗じた額となっています。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものとして判断しています。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役 4 名(うち 2 名は社外監査役)が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しています。

#### 8. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、① 希釈化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以 上